

結婚新生活支援補助金

～新婚世帯（夫婦がともに39歳以下）の新生活を応援します～

補助額 最大30万円

（夫婦がともに29歳以下なら最大60万円）

申請期間：令和7年7月1日（火）～令和8年3月10日（火）

※予算がなくなり次第終了

対象世帯

- ・令和7年1月1日（水）～令和8年3月10日（火）に婚姻した夫婦
- ・婚姻届が受理された時点で、夫婦がともに39歳以下
- ・令和6年中の夫婦の合計所得が500万円以下
（貸与型の奨学金を返済している場合は、年間の返済額を差し引いた額を所得とします。）
- ・過去にこの制度に基づく補助金を受けていないこと。ただし、令和6年度に新規に補助金の交付を受け、その補助金の額が上限に達していない世帯を除く。
- ・申請時に、夫婦が申請に係る住宅に住所を有していること。（焼津市内）
- ・補助金の交付を受けた日から1年以上、申請対象の住宅に定住する意思があること。

対象経費

令和7年4月1日（火）～令和8年3月10日（火）に支払われた経費が対象

※住宅手当等が支給されている場合は、支給分を差し引いた額が対象

住宅の賃借費用

賃料、共益費
礼金、仲介手数料

引越し費用

引越し業者、運送
業者に払った費用

住宅の取得費用

購入費、建築費

住宅リフォーム

住宅の修繕、増築

詳細は焼津市HPまで⇒



申請手続きの流れ

申請書類の提出

令和8年3月10日(火)までに次の書類を不備なくそろえて提出してください。

確認	書類
①	チェックシート
※②	結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式又は※第1号の2様式)
③	婚姻届受理証明書(婚姻届を提出した自治体にて取得)又は婚姻後の戸籍謄本(全国の市町村窓口にて取得可)
④	住民票(世帯全員の記載があるもの)
⑤	夫及び妻の令和7年度の課税(所得)証明書(令和7年1月1日時点で住民登録のある自治体にて取得)
⑥	貸与型奨学金の返済額が分かる書類(貸与型奨学金を返済している場合)
※⑦	住宅手当等支給証明書(第2号様式)(給与所得者である場合)
※⑧	購入の場合:住宅の購入又は新築に係る契約書(新規申請世帯のみ) 領収書又は支払いが確認できる書類の写し 賃貸の場合:住宅の賃貸借契約書の写し(新規申請世帯のみ) 賃料等の領収書又は支払いの確認できる書類の写し
⑨	リフォーム費用に係る契約書の写し及び領収書又は支払いが確認できる書類の写し
⑩	転居に係る領収書又は支払いが確認できる書類の写し (転居費用に係る補助金の交付を申請する場合)
※⑪	クレジットカード等の利用明細書及び特典相当額が確認できる書類の写し (補助対象経費の支払いをクレジットカード等で行い、特典が付与された場合)
※⑫	現金払いによって得た特典相当額が確認できる書類の写し (補助対象経費の支払いを現金で行い、特典が付与された場合)

※令和6年度に「焼津市結婚新生活支援補助金」の交付を受け、令和7年度に継続補助申請世帯に該当する方は、「※」の書類をそろえて申請してください。



市から交付決定兼確定通知を発送

焼津市から申請者へ審査の結果を通知します。



請求書の提出

通知を受けとったら、「請求書(第4号様式)」に必要事項を記入して、焼津市誘致戦略課へご提出ください。



補助金の振込み

内容を確認し、請求された金額を申請者に振り込みます。

焼津市 経済部 誘致戦略課(本庁舎6階)
〒425-8502 静岡県焼津市本町2-16-32
電話:054-626-9411 メール:yuchi@city.yaizu.lg.jp